

枚 数	表紙共21頁
設計年月	令和5年7月

入札番号：39

令和5年度 ～ 令和9年度

富山県流域下水道消防設備等保守点検業務委託 参考数量調書

(公財) 富山県下水道公社
施 設 管 理 課

総 括 表

委託業務価格	円
--------	---

消費税相当額	円
--------	---

設 計 額	円
-------	---

履 行 場 所	高岡市二上地内外 3 箇所
---------	---------------

履 行 内 容	富山県流域下水道施設の消防設備及び地下タンク の保守点検業務を実施するもの
---------	--

委 託 費 内 訳 表					
費 目	細 目	数量	単位	金 額	備 考
1 直接人件費		1	式		
直接物品費		1	式		
2 直接業務費		1	式		
業務管理費		1	式		
3 委託業務原価		1	式		
一般管理費等		1	式		
4 委託業務価格		1	式		

委 託 業 務 明 細 表

名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
直接業務費						
【二上浄化センター・福上ポンプ場】						
1. 消防設備 機能点検		1	式			委 託 業 務 明 細 表 Ⅱ- 1
2. 消防設備 総合点検		1	式			委 託 業 務 明 細 表 Ⅱ- 2
3. 地下タンク点検		1	式			委 託 業 務 明 細 表 Ⅱ- 3
【神通川左岸浄化センター・西本郷ポンプ場】						
4. 消防設備 機能点検		1	式			委 託 業 務 明 細 表 Ⅱ- 4
5. 消防設備 総合点検		1	式			委 託 業 務 明 細 表 Ⅱ- 5
6. 地下タンク点検		1	式			委 託 業 務 明 細 表 Ⅱ- 6
直接業務費 計						(1年当たり)
						(5年当たり)

委 託 業 務 明 細 表 Ⅱ- 1

名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
【二上浄化センター・福上ポンプ場】						
1. 消防設備 機能点検						
消火器設備						
粉末消火器（加圧式）		6	本			
粉末消火器（車載式）		9	本			
粉末消火器（蓄圧式）		145	本			
屋内消火栓設備						
加圧送水装置		4	組			
制御盤		4	面			
消火栓		35	組			
水源		4	組			
呼水装置		3	組			
ハロゲン化物消火設備						
消化剤貯蔵容器		16	基			
容器弁開放装置（電磁式）		1	個			
容器弁開放装置（ガス圧式）		11	個			
起動用ガス容器		3	個			
手動式起動装置		3	個			
音響装置		5	個			
制御盤		2	面			
非常電源		3	組			
圧力スイッチ		2	個			

委 託 業 務 明 細 表 II- 1

名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
開口部自動閉鎖装置		1	個			
放出表示灯		12	個			
噴射ヘッド		20	個			
ホースリール		1	個			
作動試験		3	式			
粉末消火設備						
消化薬剤貯蔵タンク		5	基			
加圧用ガス容器		22	基			
起動用ガス容器		17	個			
容器弁開放装置（ガス圧式）		3	個			
手動式起動装置		10	個			
音響装置		14	個			
制御盤		3	面			
非常電源		3	組			
開口部自動閉鎖装置		3	個			
放出表示灯		5	個			
選択弁		10	個			
ヘッド		112	個			
作動試験		3	式			
自動火災報知設備						
受信機・複合盤（P型1級）		7	面			
受信機（P型2級）		2	面			

委 託 業 務 明 細 表 II- 1

名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
副受信盤		1	面			
差動式分布型感知器		16	個			
差動式スポット型感知器		126	個			
定温式スポット型感知器		127	個			
煙感知器		497	個			
炎感知器		3	個			
発信機		55	個			
表示灯		55	個			
音響装置		58	個			
予備電源		7	組			
ガス漏れ火災警報設備						
ガス漏れ検知器		10	個			
非常放送設備						
防災アンプ		1	組			
スピーカー		258	個			
非常用電源		1	組			
誘導灯設備						
誘導灯		223	台			
防排煙設備						
制御盤		1	面			
防火ダンパー		19	個			
排煙口		8	個			

委 託 業 務 明 細 表 Ⅱ- 1

名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
防火扉		10	枚			
防火シャッター		13	枚			
排煙機		1	台			
予備電源		5	組			
小 計						

委 託 業 務 明 細 表 Ⅱ- 2

名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
【二上浄化センター・福上ポンプ場】						
2. 消防設備 総合点検						
消火器設備						
粉末消火器（加圧式）		6	本			
粉末消火器（車載式）		9	本			
粉末消火器（蓄圧式）		145	本			
屋内消火栓設備						
加圧送水装置		4	組			
制御盤		4	面			
消火栓		35	組			
水源		4	組			
呼水装置		3	組			
放水試験		4	式			
ハロゲン化物消火設備						
消化剤貯蔵容器		16	基			
容器弁開放装置（電磁式）		1	個			
容器弁開放装置（ガス圧式）		11	個			
起動用ガス容器		3	個			
手動式起動装置		3	個			
音響装置		5	個			
制御盤		2	面			
非常電源		3	組			

委 託 業 務 明 細 表 II-2

名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
圧カスイッチ		2	個			
開口部自動閉鎖装置		1	個			
放出表示灯		12	個			
噴射ヘッド		20	個			
ホースリール		1	個			
作動試験		3	式			
放出試験（窒素ガス）		3	式			
粉末消火設備						
消化薬剤貯蔵タンク		5	基			
加圧用ガス容器		22	基			
起動用ガス容器		17	個			
容器弁開放装置（ガス圧式）		3	個			
手動式起動装置		10	個			
音響装置		14	個			
制御盤		3	面			
非常電源		3	組			
開口部自動閉鎖装置		3	個			
放出表示灯		5	個			
選択弁		10	個			
ヘッド		112	個			
作動試験		3	式			
放出試験（窒素ガス）		3	式			

委 託 業 務 明 細 表 Ⅱ- 2

名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
自動火災報知設備						
受信機・複合盤（P型1級）		7	面			
受信機（P型2級）		2	面			
副受信盤		1	面			
差動式分布型感知器		16	個			
差動式スポット型感知器		126	個			
定温式スポット型感知器		127	個			
煙感知器		497	個			
炎感知器		3	個			
発信機		55	個			
表示灯		55	個			
音響装置		58	個			
予備電源		7	組			
ガス漏れ火災警報設備						
ガス漏れ検知器		10	個			
非常放送設備						
防災アンプ		1	組			
スピーカー		258	個			
非常用電源		1	組			
誘導灯設備						
誘導灯		223	台			

委 託 業 務 明 細 表 II-2

名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
防排煙設備						
制御盤		1	面			
防火ダンパー		19	個			
排煙口		8	個			
防火扉		10	枚			
防火シャッター		13	枚			
排煙機		1	台			
予備電源		5	組			
配線点検		30	式			
消火栓ホース耐圧試験		3	式			
小 計						

委 託 業 務 明 細 表 II-3

名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
【二上浄化センター・福上ポンプ場】						
3. 地下タンク点検						
地下タンク（漏洩検査）		4	基			一 位 代 価 表 第 1 号
地下タンク（点検整備）		1	式			一 位 代 価 表 第 2 号
小 計						

委 託 業 務 明 細 表 II- 4

名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
【神通川左岸浄化センター・西本郷ポンプ場】						
4. 消防設備 機能点検						
消火器設備						
粉末消火器（加圧式）		71	本			
粉末消火器（車載式）		11	本			
粉末消火器（蓄圧式）		126	本			
二酸化炭素消火器		2	本			
屋内消火栓設備						
加圧送水装置		4	組			
制御盤		4	面			
消火栓		30	組			
水源		4	組			
粉末消火設備						
消化薬剤貯蔵タンク		2	基			
加圧用ガス容器		2	基			
自動火災報知設備						
受信機・複合盤（P型1級）		8	面			
受信機（P型2級）		1	面			
受信機（R型）		1	面			
副受信盤		1	面			
差動式分布型感知器		3	個			
差動式スポット型感知器		72	個			

委 託 業 務 明 細 表 II- 4

名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
定温式スポット型感知器		79	個			
アナログ式熱感知器		6	個			
煙感知器		471	個			
炎感知器		3	個			
発信機		85	個			
表示灯		85	個			
音響装置		89	個			
予備電源		10	組			
ガス漏れ火災警報設備						
ガス漏れ検知器		11	個			
非常放送設備						
防災アンプ		1	組			
スピーカー		98	個			
非常用遠隔操作器		1	組			
非常用電源		1	組			
誘導灯設備						
誘導灯		378	台			
防排煙設備						
防火ダンパー		225	個			
自然排煙口		22	個			
防火扉		4	枚			
防火シャッター		2	枚			

委 託 業 務 明 細 表 II- 4

名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
連結送水管設備						
送水口		4	個			
放水口		11	個			
小 計						

委 託 業 務 明 細 表 II-5

名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
【神通川左岸浄化センター・西本郷ポンプ場】						
5. 消防設備 総合点検						
消火器設備						
粉末消火器（加圧式）		71	本			
粉末消火器（車載式）		11	本			
粉末消火器（蓄圧式）		126	本			
二酸化炭素消火器		2	本			
屋内消火栓設備						
加圧送水装置		4	組			
制御盤		4	面			
消火栓		30	組			
水源		4	組			
放水試験		4	式			
粉末消火設備						
消化薬剤貯蔵タンク		2	基			
加圧用ガス容器		2	基			
自動火災報知設備						
複合盤（P型1級）		8	面			
受信機（P型2級）		1	面			
受信機（R型）		1	面			
副受信盤		1	面			
差動式分布型感知器		3	個			

委 託 業 務 明 細 表 II- 5

名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
差動式スポット型感知器		72	個			
定温式スポット型感知器		79	個			
アナログ式熱感知器		6	個			
煙感知器		471	個			
炎感知器		3	個			
発信機		85	個			
表示灯		85	個			
音響装置		89	個			
予備電源		10	組			
ガス漏れ火災警報設備						
ガス漏れ検知器		11	個			
非常放送設備						
防災アンプ		1	組			
スピーカー		98	個			
非常用遠隔操作器		1	個			
非常用電源		1	組			
誘導灯設備						
誘導灯		378	台			
防排煙設備						
防火ダンパー		225	個			
自然排煙口		22	個			
防火扉		4	枚			

委 託 業 務 明 細 表 II-5

名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
防火シャッター		2	枚			
連結送水管設備						
送水口		4	個			
放水口		11	個			
配線点検		28	式			
消火栓ホース耐圧試験		4	式			
小 計						

委 託 業 務 明 細 表 II-6

名 称	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
【神通川左岸浄化センター・西本郷ポンプ場】						
6. 地下タンク点検						
地下タンク（漏洩検査）		5	基			一 位 代 価 表 第 1 号
地下タンク（点検整備）		1	式			一 位 代 価 表 第 2 号
小 計						

一位代価表 第1号

名 称 地下タンク（漏洩検査）

一 金

円

1 基

当たり

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
気相部検査	点検整備工		人			
〃	普通作業員		人			
液相部検査	点検整備工		人			
〃	普通作業員		人			
	計					

一位代価表 第2号

名 称 地下タンク（点検整備）

一 金

0 円

1 式

当たり

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
配管器具取外・取付	配管工		人			
液面計取外・取付	配管工		人			
加圧試験機損料			式			
	計					

富山県流域下水道消防設備等保守点検業務委託

仕 様 書

1. 目 的

この仕様書は、委託業務契約書（以下「契約書」という。）第1条で規定する仕様書について、必要な事項を定めるものとする。

2. 履行場所

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (1) 二上浄化センター | 高岡市二上字梅田 313-3 |
| (2) 神通川左岸浄化センター | 射水市海竜町 23-2 |
| (3) 福上ポンプ場 | 小矢部市福上 483-2 |
| (4) 西本郷ポンプ場 | 富山市婦中町西本郷 644-1 |

3. 点検回数

点検業務の履行内容及び点検回数を下記に示す。

- (1) 消防設備機能点検 : 各1回/年
- (2) 消防設備総合点検 : 各1回/年
(加圧送水装置の放出試験及び配線点検を含む)
- (3) 地下タンク点検 : 各1回/年

4. 点検実施日

点検業務は各年度下記期日までに実施するものとし、具体的作業日については発注者と協議のうえ決定するものとする。

- (1) 消防設備機能点検 : 9月30日まで
- (2) 消防設備総合点検 : 3月1日まで
- (3) 地下タンク点検 : 11月30日まで

5. 点検内容及び範囲

点検の基準、期間及び結果報告は、次に定めるところによる。

(1) 消防設備

ア 「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書を定める件」(平成16年消防庁告示第9号)

イ 「消防用設備の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」(昭和50年消防庁告示第14号)

ウ 業務の範囲は、別表-1 消防設備等設置数調書のとおりとする。

(2) 地下タンク設備

ア 点検は、消防法第14条の3の2、危険物の規制に関する規則第62条の5の

- 2 及び第 62 条の 5 の 3 並びに、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第 71 条及び第 71 条の 2 により、定期点検を実施するものとする。
- イ 業務の範囲は、別表－2 地下タンク設備設置数調書のとおりとする。
- ウ 点検は、地下タンク及び埋設配管を微減圧法、加圧法及び微加圧法により検査を実施するものとする。

6. 提出書類

提出書類は以下に示すとおりとする。

- (1) 業務着手時に提出するもの
- ア 業務着手届（様式第 16 - 1 号）
 - イ 業務工程表（様式第 17 - 1 号）
 - ウ 管理技術者等届（様式第 18 - 1 号）
 - エ 業務履行計画書
 - オ その他発注者の求める書類
- (2) 点検作業完了時に提出するもの
- ア 作業報告書
 - イ 作業状況記録写真
 - ウ その他発注者の求める書類
- (3) 年度毎の業務完了時に提出するもの
- ア 業務委託完了届（様式第 20 - 1 号）
 - イ その他発注者の求める書類

7. 故障修理

- (1) 点検の結果故障を発見した場合には、速やかに発注者に連絡し、その対応について協議するものとする。
- (2) 点検のため機器を取り外す必要が生じた場合、これと同等の機器を仮設しなければならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

8. 技術者の配置

- (1) 管理技術者は消防設備士とする。
- (2) 業務の履行にあたり、消防設備士及び危険物取扱者等有資格者を配置するものとする。

9. 安全管理及び注意事項

- (1) 労働安全衛生法等関係法令を遵守し、事故のないように行うものとする。
- (2) 浄化センター運転管理業務に支障のないよう点検を行うものとする。
- (3) 発注者は受注者に委託業務に必要な鍵を預託するが、その取扱と保管は厳正に

行うものとする。

10. 暴力団関係者から不当な介入を受けた場合の措置

受注者は、本業務を実施するに当たり、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当な介入があった時点で速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。また、再委託業者に対しては、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合には、速やかにその旨を報告するよう指導し、再委託業者から報告を受けた受注者は、速やかにその旨を調査職員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

11. 個人情報の保護

受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

12. その他

この仕様書の各事項に疑義が生じた場合又は定めのない場合は、発注者及び受注者が協議の上これを定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

第 1 基本的事項

乙は、この契約による事務（以下「委託事務」という。）を処理するために個人情報等（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報（特定個人情報を除く。以下同じ。）、法第 2 条第 5 項に規定する仮名加工情報、法第 2 条第 6 項に規定する匿名加工情報、法第 73 条第 3 項に規定する削除情報等、法第 109 条第 4 項に規定する削除情報及び法第 116 条第 1 項の規定により行った加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

第 2 取得の制限

乙は、委託事務を処理するために個人情報等を取得するときは、当該委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第 3 個人情報等に関する秘密の保持

乙は、委託事務を処理する上で知り得た個人情報等に関する秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第 4 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等を当該委託事務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第 5 安全確保の措置

乙は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第 6 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 乙は、委託事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第 7 再委託

- 1 乙は、個人情報等を取り扱う業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に再委託する場合、事前に甲の記録に残る方法による承認を得るとともに、本特記事項に定める、甲が乙に求めた個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう義務づけなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 3 1、2の内容は、承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする。

第8 従事者への周知及び監督

- 1 乙は、委託事務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該委託事務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。
- 2 乙は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第9 複写又は複製の禁止

乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡された個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

第10 資料等の返還及び廃棄

- 1 乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡された個人情報等が記録された資料等を、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後直ちに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が自ら作成し、若しくは取得した個人情報等が記録された資料等（前記1の規定により甲に返還するものを除く。）を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第11 取扱状況の報告及び調査

甲は、必要があると認めるときは、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の取扱状況を乙に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

第12 指示

甲は、乙が委託事務を処理するために取り扱っている個人情報等について、その取扱いが不適正と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとし、乙はその指示に従わなければならない。

第13 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第14 損害のために生じた経費の負担

委託事務の処理に関し、個人情報等の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由

による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

第 15 名称等の公表

甲は、乙がこの契約に違反し、個人情報等の不適正な取扱いを行った場合において、事前に乙から事情の聴取を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、乙の名称、所在地及びその個人情報等の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- (1) 第 3 の規定に違反し秘密を漏らしたとき。
- (2) 第 4 の規定に違反し目的外の利用又は提供をしたとき。
- (3) 第 5 の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報等を漏えい、滅失又はき損したとき。
- (4) (1)から(3)までに相当する個人情報等の不適正な取扱いがあるとき。
- (5) (1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報等の不適正な取扱いの態様、個人情報等の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。

(注) 「甲」は発注者である公益財団法人富山県下水道公社を、「乙」は受注者をいう。

		汚泥処理棟	ブローア－棟	水処理棟	ポンプ棟	管理本館	溶融炉棟	汚泥濃縮棟	汚泥貯留棟	処理水再利用棟	3号溶融炉棟	4号溶融炉棟	福上ポンプ場	点検数	機能点検	総合点検	備考
消火器	粉末消火器（加圧式）	1	1	3			1							6	6	6	
	粉末消火器（車載式）	1	1		1		4				1	1		9	9	9	
	粉末消火器（蓄圧式）	16	15	6	5	7	28	2	4	1	27	31	3	145	145	145	
屋内消火栓設備	加圧送水装置	1					1				1	1		4	4	4	
	制御盤	1					1				1	1		4	4	4	
	消火栓	7					8				10	10		35	35	35	
	水源	1					1				1	1		4	4	4	
	呼水装置	1					1				1			3	3	3	
	放水試験	1					1				1	1		4	0	4	総合点検のみ実施
ハロゲン化物消火設備	消化剤貯蔵容器	5	10		1									16	16	16	
	容器弁開放装置（電磁式）	1												1	1	1	
	容器弁開放装置（ガス圧式）		10		1									11	11	11	
	起動用ガス容器	1	2											3	3	3	
	手動式起動装置	1	2											3	3	3	
	音響装置	1	4											5	5	5	
	制御盤	1	1											2	2	2	
	非常電源	1	1		1									3	3	3	
	圧カスイッチ	1	1											2	2	2	
	開口部自動閉鎖装置	1												1	1	1	
	放出表示灯	4	8											12	12	12	
	噴射ヘッド	4	16											20	20	20	
	ホースリール				1									1	1	1	
	作動試験	1	1		1									3	3	3	
	放出試験（窒素ガス）	1	1		1									3	0	3	総合点検のみ実施
粉末消火設備	消化剤貯蔵タンク						2				2	1		5	5	5	
	加圧用ガス容器						13				8	1		22	22	22	
	起動用ガス容器						3				11	3		17	17	17	
	容器弁開放装置（ガス圧式）						1				1	1		3	3	3	
	手動式起動装置						3				4	3		10	10	10	
	音響装置						3				5	6		14	14	14	
	制御盤						1				1	1		3	3	3	
	非常電源						1				1	1		3	3	3	
	開口部自動閉鎖装置										3			3	3	3	
	放出表示灯										2	3		5	5	5	
	選択弁						3				4	3		10	10	10	
	ヘッド						82				18	12		112	112	112	
	作動試験						1				1	1		3	3	3	
	放出試験（窒素ガス）						1				1	1		3	0	3	総合点検のみ実施
自動火災報知設備	複合盤（P型1級）	1	1	0	1	1	1				1	1		7	7	7	
	受信機（P型2級）								1	1				2	2	2	
	副受信盤	1												1	1	1	
	差動式分布型感知器	4	6		4		2							16	16	16	
	差動式スポット型感知器	1	21			41	29		8			26		126	126	126	
	定温式スポット型感知器	46	1		1	9	41				1	28		127	127	127	
	煙感知器	83	64	10	51	22	47			4	87	129		497	497	497	
	炎感知器											3		3	3	3	
	発信機	7	3	2	5	4	8		1	1	14	10		55	55	55	
	表示灯	7	3	2	5	4	8		1	1	14	10		55	55	55	
	音響装置	7	4	2	5	4	9		1	2	14	10		58	58	58	
	予備電源	1	1		1	1	1				1	1		7	7	7	
ガス漏れ検知器		3				7								10	10	10	
放送設備	防災アンプ	1												1	1	1	
	スピーカー	37	18	26	12	30	35	5	3		38	54		258	258	258	
	非常用電源	1												1	1	1	
誘導灯		35	16	30	12	20	44	8		4	21	30	3	223	223	223	
排煙設備	制御盤	1												1	1	1	
	防火ダンパー	7	1		4	1	6							19	19	19	
	排煙口	8												8	8	8	
	防火扉					6					4			10	10	10	
	防火シャッター					2					1	10		13	13	13	
	排煙機	1												1	1	1	
予備電源		1	1		1						2			5	5	5	
配線点検		4	3	1	3	2	4	1	1	2	4	4	1	30	0	30	総合点検のみ実施
消火栓ホース耐圧試験		1					1				1			3	0	3	総合点検のみ実施

		管理ポンプ 棟	流入ゲート 室	水処理棟	水処理棟 9-11系	塩素減量棟	送風機棟	管廊（１）	管廊（２）	管廊（３）	汚泥処理棟	汚泥濃縮タ ンク棟	汚泥溶融炉 棟	2号汚泥溶 融炉棟	放流ポンプ 棟	西本郷ポン プ場	点検数	機能点検	総合点検	備考
消 火 器	粉末消火器（加圧式）	29		15	4	3		1	2		9	1	2	4		1	71	71	71	
	粉末消火器（車載式）	3		1			1						3	2	1		11	11	11	
	粉末消火器（蓄圧式）	13	1	21	2	2	9	2	1	4	7	3	32	16	5	8	126	126	126	
	二酸化炭素消火器	2															2	2	2	
屋 内 消 火 栓 設 備	加圧送水装置	1									1		1	1			4	4	4	
	制御盤	1									1		1	1			4	4	4	
	消火栓	10									5		10	5			30	30	30	
	水源	1									1		1	1			4	4	4	
	放水試験	1									1		1	1			4	0	4	総合点検のみ実施
消 粉 火 末	消化薬剤貯蔵タンク	2															2	2	2	
	加圧用ガス容器	2															2	2	2	
自 動 火 災 報 知 設 備	受信機・複合盤（P型1級）			1	1	1	1				1		1	1	1		8	8	8	
	受信機（P型2級）															1	1	1	1	
	受信機（R型）	1															1	1	1	
	副受信盤	1															1	1	1	
	差動式分布型感知器										3						3	3	3	
	差動式スポット型感知器												38		34		72	72	72	
	定温式スポット型感知器	6											71	2			79	79	79	
	アナログ式熱感知器													6			6	6	6	
	煙感知器	206		26	16	14	38				56		14	69	23	9	471	471	471	
	炎検知器												3				3	3	3	
	発信機	13		26	3	6	4			2	7		11	6	4	3	85	85	85	
	表示灯	13		26	3	6	4			2	7		11	6	4	3	85	85	85	
	音響装置	13		26	5	6	4			3	7		11	6	5	3	89	89	89	
	予備電源	1		1	1	1	1				1		1	1	1	1	10	10	10	
ガス漏れ検知器		11															11	11	11	
放 送 設 備	防災アンプ	1															1	1	1	
	スピーカー	98															98	98	98	
	非常用遠隔操作器	1															1	1	1	
	非常用電源	1															1	1	1	
排 煙 設 備	誘導灯	71		87	11	14	13	6	15	5	39	7	57	35	9	9	378	378	378	
	防火ダンパー	73		18		2	4				27	2	54	42	3		225	225	225	
	自然排煙口	16											3	3			22	22	22	
	防火扉	3											0	1			4	4	4	
	防火シャッター	2															2	2	2	
送 水 管 網	送水口	1									1		1	1			4	4	4	
	放水口	7									1		2	1			11	11	11	
配線点検		4		2	2	2	2	1	1		3	1	3	3	2	2	28	0	28	総合点検のみ実施
消火栓ホース耐圧試験		1									1		1	1			4	4	4	総合点検のみ実施

地下タンク設備設置・消防届調書

別表－ 2

場 所		タンク容量 [ℓ]	危険物の種類	供用開始	今回点 検対象 箇所	運転継続・休廃止	消防署届 (原則 1 回/3年ただし15年以上経過は毎年)		
							前回提出時期	次回提出時期	次久回提出時期
二上浄化センター	管理本館	3,000	A 重油	S63年度	○	運転継続	R5.3 (R4年度)	R6.3 (R5年度)	R7.3 (R6年度)
	污泥処理棟	3,000	A 重油	S63年度	—	廃止 (H20.12)	—	—	—
	送風機棟	※1 48,000	A 重油	R4年度	○	運転継続	R5.3 (R4年度)	R8.3 (R7年度)	R11.3 (R10年度)
	溶融炉棟(1号)	10,000	A 重油	S63年度	—	休止 (H20.12)	—	—	—
	溶融炉棟(2号)	30,000	A 重油	H5年度	—	休止 (R5予定)	—	—	—
	3号溶融炉棟	30,000	A 重油	H17年度	○	運転継続	R5.3 (R4年度)	R6.3 (R5年度)	R7.3 (R6年度)
神通川左岸浄化センター	管理ポンプ棟	12,000	A 重油	H11年度	○	運転継続	R5.3 (R4年度)	R6.3 (R5年度)	R7.3 (R6年度)
	管理ポンプ棟	10,500	A 重油	H20年度	○	運転継続	R5.3 (R4年度)	R6.3 (R5年度)	R7.3 (R6年度)
	污泥溶融炉棟	25,000	A 重油	H14年度	○	運転継続	R5.3 (R4年度)	R6.3 (R5年度)	R7.3 (R6年度)
	第二污泥溶融炉棟	25,000	A 重油	H23年度	○	運転継続	R5.3 (R4年度)	R8.3 (R7年度)	R9.3 (R8年度)
西本郷ポンプ場		3,000	A 重油	H12年度	○	運転継続	R5.3 (R4年度)	R6.3 (R5年度)	R7.3 (R6年度)

場 所	供用開始	消防署届 (原則 1 回/3年)	
		前回提出時期	次回提出時期
二上浄化センター	S63年度	R3.3 (R2年度)	R6.3 (R5年度)
神通川左岸浄化センター	H9年度	R3.3 (R2年度)	R6.3 (R5年度)
西本郷ポンプ場	H12年度	R3.3 (R2年度)	R6.3 (R5年度)
福上ポンプ場	H14年度	R3.3 (R2年度)	R6.3 (R5年度)

※1 24,000[ℓ] × 2 槽